

昭和 62 年 2 月 9 日

環境庁長官殿

要 望 書

ワシントン条約は、絶滅の恐れのある野生生物の輸出入を制限しています。しかし、日本にはワシントン条約の締結後も、付属書に記されている野生生物が再三再四輸入され、大手をふって販売されてきました。この中には絶滅寸前のゴリラやキンクロライオンタマリン、そして急速に絶滅に向かっているチンパンジーやテナガザルが含まれており、世界の霊鳥類学者から厳しい批判があがっています。それゆえ、条約の精神を生かすための適切な国内的措置がとられる必要があると考えます。

このたび、ワシントン条約を順守するための国内法が政府によって策定されつつあるということは、霊長類を含む野生生物の保護を願っている私たち霊長類学会会員にとってひじょうに明るいニュースであります。私たちは国内法のできる限り早い成立とともに、次のような規定がもりこまれることを要望します。

1. 国内法は、ワシントン条約付属書Ⅰ、Ⅱ、およびⅢに掲げられているすべての種を対象とする。
2. 輸出国の許可書が不正の申告や手段によって発行されたことが判明したときは、輸入あるいは再輸出を取り消す。
3. 付属Ⅰに掲載されている、生きている動物については、利用目的を問わず、飼育下第二代（野生動物の孫の世代）以降であることを、輸出国の管理当局によって証明されなければならない。
4. 合法的に輸入された生きている動物については、登録制度をつくり、証明書を発行する。この証明書によって個体が容易に確認できるようにする。同一性の証明は、霊長類については、個体の顔写真、指掌紋、入墨などの方法をもちいるよう規定する。証明書のない動物に関して、没収の規定を設ける。
5. 生きている動物が不正に輸入されたことが明らかになった場合、輸入業者等による返還義務に関する規定を定める。
6. ワシントン条約、あるいはわが国の法律に違反して野生動物を輸入あるいは取得した者に対して厳重な処罰規定を設ける。

また、野生生物の保護の実効を上げるために、次の諸点を改善していただくよう関係省庁にお願いいたします。

1. 野生生物の輸入指定空港・港湾を 10 箇所以内に制限する。
2. 野生生物の種の識別のため、必要十分な数の専門官を税関におく。
3. 自然保護教育を義務教育に浸透させる。
4. 日本貿易月表では霊長類を「サル」として一括して掲載しているが、種ごとに発表するよう改める。
5. 霊長類に対して検疫制度を設ける。

日本霊長類学会
会長 河合雅雄

コピー

内閣総理大臣殿

総理府総務長官殿

通商産業大臣殿

大蔵大臣殿

文部大臣殿

厚生大臣殿

農林水産大臣殿